

第3類（杏林大学外国語学部履修規程）

○杏林大学外国語学部履修規程

制定	昭和63年	4月	1日		
改正	平成5年	4月	1日	平成5年	11月10日
	平成8年	11月	18日	平成9年	11月17日
	平成11年	2月	15日	平成11年	11月15日
	平成12年	12月	18日	平成18年	3月13日
	平成20年	2月	18日	平成22年	1月18日
	平成23年	2月	21日	平成25年	2月18日
	平成26年	2月	17日	平成27年	2月12日
	平成28年	2月	15日	平成28年	3月14日
	平成30年	3月	19日		

（意義）

第1条 外国語学部の履修は、杏林大学学則（以下「学則」という。）の定めによるもののほか、この規程による。

（科目の履修）

第2条 授業科目の履修は、学則別表4-4（以下「別表4-4」という。）によるものとする。

- 2 所属コースの履修手続及び選考については別に定める。
- 3 外国語科目Aの履修は、英語学科では英語8単位、英語文法2単位、英語作文2単位、実用英語4単位、実用英語演習2単位、及び中国語6単位を必修、中国語学科では英語6単位、及び中国語8単位を必修、観光交流文化学科では英語8単位、実用英語4単位、実用英語演習2単位、及び中国語6単位を必修とする。外国人留学生は英語、中国語いずれかの代わりに、日本語を必修とする。
- 4 必修科目及び選択必修科目は、英語学科英語ビジネスコミュニケーションコースでは、外国語科目Aを含め46科目63単位、英語学科英語教育コースでは、外国語科目Aを含め48科目67単位、中国語学科では、外国語科目Aを含め38科目57単位、観光交流文化学科では、外国語科目Aを含め46科目（選択必修科目1単位を含む場合は47科目）67単位とする。
- 5 他学科に設置されている専門科目の履修については、在学年限を通じて20単位を限度とし、当該授業科目担当教員及び教務委員会の承認を得なければならない。
- 6 前項および大学コンソーシアム八王子を通じた単位互換により修得した単位は、関連科目の単位として認める。
- 7 各学期に履修できる単位の上限を22単位とする。ただし、自由科目等については、この限りではない。
- 8 転・編入学生については、転・編入学時に62単位を上限に本学の卒業単位として認定する。転・編入学生の入学後の履修については、以下のように定める。
 - (1) 第5学期以降に配当されている必修科目を履修する。ただし、選択必修科目につ

第3類（杏林大学外国語学部履修規程）

いては、第4学期以前に配当されている科目を履修できるものとする。

（2）転・編入学以前の学習状況により、必要な科目の学習を特別に課する場合がある。

9 日本語教員養成課程の科目の名称及び単位数は、別表に掲げるとおりとする。日本語教員養成課程の科目のうち所定の単位を修得した者に修了証書を与える。

（履修申告手続）

第3条 履修科目は、各学期始めの所定の期日までに登録を行うものとする。履修申告の方法等については別に定める。

2 前項により登録した履修科目の変更及び追加は認めない。ただし、履修登録期間の終了後、所定の期間に限り、科目履修を中止することができる。

3 履修申告により登録していない科目は、当該科目の履修及び試験の受験を認めない。

（試験）

第4条 履修科目の単位を修得するためには、その科目の総合判定に合格しなければならない。この総合判定は、平常点のみによる場合と平常点と試験による場合とがある。各授業科目における総合判定は、科目担当者が科目の性質や学習効率などを考慮して決定する。

2 前項の平常点とは、平常授業を通じて行われる評価（小テストなどを含む。）であり、試験とは、定期試験、追試験及び再試験をさす。

3 定期試験は、学期末の指定期間に行う。（一部の科目については、指定期間の約1週間前に行う場合がある。）ただし、科目の履修期間が学期に一致しない場合（集中講義など）は、授業実施期間中に行うことがある。

4 追試験は、病気その他やむを得ない事由により定期試験を受けることができなかった者に対して、教授会の承認を経て行う。その実施については別に定める。

5 再試験は、教授会の承認を得た者に限り、第4学期及び最終学期に行う。その実施については別に定める。

（学業成績）

第5条 履修科目の総合判定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語で示される。

2 前項の各評語は、総合判定を100点とした場合、Sが90点以上、Aが80点以上90点未満、Bが70点以上80点未満、Cが60点以上70点未満、Dが60点未満若しくは定期試験欠席を意味し、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。

3 出席不良等により判定不能な場合の評語はEとする。

4 単位認定を受けた科目の評語はNとする。

5 履修を中止した科目の評語はWとする。

（GPA）

第5条の2 前条の成績の評価（履修中止科目、自由科目及び単位認定科目は除く）に対して次項によるグレードポイント（以下「GP」という。）を設定し、下記の計算式によりGPの平均値であるグレードポイントアベレージ（以下「GPA」という。）を算出する。

第3類（杏林大学外国語学部履修規程）

$GPA = \{(\text{評価を受けた科目の}GP) \times (\text{当該科目の単位数})\}$ の累計 / (履修登録の単位数の合計) の累計

- 2 成績の評価に対するGPは、Sが4点、Aが3点、Bが2点、Cが1点、D、Eが0点とする。

(不正行為)

第6条 試験中に不正行為があったときは、当該科目を不合格とする。

- 2 前項の不正行為については、教授会の決定により、さらに他の履修科目を減点若しくは不合格とし、必要に応じ学則第43条の規定に定める懲戒を行うことがある。
- 3 試験中の不正行為の取扱いについては別に定める。

(進級判定)

第7条 進級の認定は、教務委員会の議を経て、教授会において審議し、これを行う。

- 2 各学期の修得単位数が1単位以上であれば次の学期に進級できる。ただし、第5学期への進級には、卒業に必要な総単位数のうち、62単位以上を修得していなければならない。
- 3 履修学期が指定されている必修科目の単位を修得しないで進級した者は、進級学期においてその未修得科目の単位を修得しなければならない。
- 4 外国の教育機関への留学期間中は進級とする。ただし、留学許可書の留学期間終了後から1ヶ月以内に留学先教育機関が発行した成績証明書等を提出しなければならない。

(留学期)

第8条 前条により進級の認定がされなかった者は留学期とし、原級に留めるものとする。

- 2 留学期者と留学期経験者の科目の履修については、当該授業科目担当教員及び教務委員会協議のうえ、次学期の科目の履修を認めることがある。

(卒業判定)

第9条 卒業の認定は、第8学期において、教務委員会の議を経て、教授会において審議し、学長がこれを行う。

(教授会決定)

第10条 外国語学部の履修について、この規程に定めのない事項は、教授会の定めによる。

附 則

この規程は、昭和63年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6年 4月 1日から施行する。

第3類（杏林大学外国語学部履修規程）

附 則

- 1 この規程は、平成 9年 4月 1日から施行する。
- 2 旧学則の時入学した学生については、新学則施行時に、次の移行措置を行う。
 - (1) 英米語学科では専門科目 AⅡ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴの科目・現代英語特論・卒業論文・現代日本社会特論・情報処理基礎Ⅰ、中国語学科では現代日本社会特論・情報処理基礎Ⅰ、日本語学科では現代日本社会特論・情報処理基礎Ⅰ・英語Ⅴ・実用英語Ⅴ、これらの科目のうち下級学年に配当された科目の必修を除外して、新学則を適用する。
 - (2) 新学則に記載されていない旧学則の科目の単位を取得している場合は、旧学則別表上の範疇の科目の単位として取得したものとみなす。また、旧学則の必修科目の単位を取得している場合は、同範疇の必修の単位とみなす。
 - (3) 英米語学科では、卒業の要件として、専門科目のうち、必修科目の単位数を38単位以上とする。また、専門科目の選択科目10単位を専門関連科目の選択科目単位で代替することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成10年 4月 1日から施行する。
- 2 平成9年度以前の旧学則の時入学した学生については、次の移行措置を行う。
 - (1) 英米語学科では専門科目 AⅡ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴの科目・現代英語特論・卒業論文・現代日本社会特論・情報処理基礎Ⅰ、中国語学科では現代日本社会特論・情報処理基礎Ⅰ、日本語学科では現代日本社会特論・情報処理基礎Ⅰ・英語Ⅴ・実用英語Ⅴ、これらの科目のうち平成9年度の時点で下級学年に配当された科目の必修を除外して、新学則を適用する。
 - (2) 新学則に記載されていない旧学則の科目の単位を修得している場合は、旧学則別表上の範疇の科目の単位として修得したものとみなす。また、旧学則の必修科目の単位を取得している場合は、同範疇の必修の単位とみなす。
 - (3) 英米語学科では、卒業の要件として、専門科目のうち、必修科目の単位数を38単位以上とする。また、専門科目の選択科目10単位を専門関連科目の選択科目単位で代替することができる。
 - (4) 平成10年度第4学年の卒業論文履修者が第3学年で履修した部分の卒業論文を、英米語学科・中国語学科では卒業論文演習1・2として、日本語学科では日本語学演習1・2として、認定する。同様に、英米語学科では第4学年の現代英語特論履修者が第3学年で履修した部分の現代英語特論を、現代英語特論1・2として認定する。

附 則

- 1 この規程は、平成11年 4月 1日から施行する。
- 2 平成10年度以前に入学した日本語学科留学生については、次の移行措置を行う。
 - (1) 専門関連科目について、必修語学を英語、実用英語又は日本語とし、あわせて10単位を必修とする。選択語学として、必修語学に含まれなかった単位を併せて1選択語学6単位、あるいは2選択語学8単位を卒業の要件とする。

第3類（杏林大学外国語学部履修規程）

附 則

- 1 この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
- 2 平成12年3月までに修得した現代日本社会特論－1・2を専門科目の単位として認定する。
- 3 平成11年度以前の旧学則の時入学した中国語学科の学生については、専門科目の必修単位を28単位以上とする。

附 則

- 1 この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日までに英米語学科、中国語学科及び日本語学科に在籍する者、平成15年3月31日までに英米語学科、中国語学科及び日本語学科に転・編入学した者は改正前の規程を適用するものとする。ただし、新履修規程第5条は在籍する者にも適用する。また、希望する者には新学則を準用することができるが、教職課程を履修する者には準用できない。
- 3 前項の履修規程第2条2項及び第2条3項1号、第6条については別に細則を定める。
- 4 別表4及び改正前の学則別表4における一部授業科目の相互の読み替えは別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 2 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者の科目の履修については、学則別表4－1の他、改正前の規程を適用するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 2 平成19年10月1日以前に入学した者及び平成21年10月1日以前に編入学した者の科目の履修については、学則別表4－2の他、改正前の規程を適用するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 2 平成21年10月1日以前に入学した者及び平成23年10月1日以前に編入学した者の科目の履修については、学則別表4－3の他、改正前の規程を適用するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。
- 2 平成22年10月1日以前に入学した者及び平成24年10月1日以前に編入学した者の科目の履修については、学則別表4－4の他、改正前の規程を適用するものとする。

第3類（杏林大学外国語学部履修規程）

- 3 前項の規定にかかわらず、第2条第6項の大学コンソーシアム八王子を通じた単位互換については、平成22年10月1日以前に入学した者及び平成24年10月1日以前に編入学した者にも適用するものとし、修得した単位は、専門関連科目Dの単位として認める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年10月1日以前に入学した者及び平成26年10月1日以前に編入学した者の科目の履修については、学則別表4-5の他、改正前の規程を適用するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年9月15日以前に入学した者及び平成27年9月15日以前に編入学した者の科目の履修については、学則別表4-3の他、改正前の規程を適用するものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年9月15日以前に入学した者及び平成29年9月15日以前に編入学した者の科目の履修については、学則別表4-4の他、改正前の規程を適用するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年9月15日以前に入学した者及び平成29年9月15日以前に編入学した者の科目の履修については、学則別表4-3の他、改正前の規程を適用するものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

第3類（杏林大学外国語学部履修規程）

別表（第2条第9項関係）

日本語教員養成課程科目

	科 目	単位数
日本語学／日本語教育学科目	日 本 語 学 概 論	2
	言 語 の 歴 史 （ 日 ）	2
	日 本 語 学 特 論 I	2
	日 本 語 学 特 論 II	2
	日 本 語 学 特 論 III	2
	日 本 語 学 特 論 IV	2
	日 本 語 教 育 概 論	2
	日 本 語 教 育 学 特 論 I	2
	日 本 語 教 育 学 特 論 II	2
	日 本 語 教 育 学 特 論 III	2
	日 本 語 教 育 学 特 論 IV	2
実技演習科目	日 本 語 授 業 の 実 際 I	2
	日 本 語 授 業 の 実 際 II	2
	日 本 語 教 育 実 習 I	1
	日 本 語 教 育 実 習 II	1

	科 目	単位数
言語／文化等関連科目	こ と ば と 社 会	2
	社 会 言 語 学	2
	認 知 言 語 学	2
	異文化コミュニケーション	2
	こ と ば と 文 化	2
	アジアの文学・文化（日）	2
	日 本 文 化 論	2
	比較文化と異文化理解	2
	日 中 比 較 文 化 論 I	2
	日 中 比 較 文 化 論 II	2
	日 本 文 化 演 習 I	2
	日 本 文 化 演 習 II	2
	日本と世界の近現代史	2
	地 域 圏 研 究 VI	2
	社 会 学	2
	グローバル社会と国際協力	2
	ダイバーシティ入門	2
	ファシリテーション論	2
観光交流文化特論IV	2	
第3語学科目	韓 国 語 IV	2
	ド イ ツ 語 IV	2
	フ ラ ン ス 語 IV	2
	ス ペ イ ン 語 IV	2

備考 上記の表より18単位以上（日本語／日本語教育学科目より10単位以上、実技演習科目2単位以上、言語／文化等関連科目6単位以上、ただし、第3語学科目を2単位以上取得の場合、言語／文化等関連科目4単位以上とする。）を履修、上級は26単位以上（日本語学／日本語教育学科目より12単位以上、実技演習科目4単位以上、言語／文化等関連科目10単位以上、ただし、第3語学科目2単位以上取得の場合は、言語／文化等関連科目8単位以上とする。）を履修